

保安林及保安施設地区補償金（継続）

【平成19年度概算決定額 179,988（188,997）千円】

事業のポイント

保安林制度の適正かつ円滑な運用を図るため、民有保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林）の指定に伴う伐採の制限により発生する損失について、所有者への補償を行います。

- ・ 水源のかん養、災害の防備等森林のもつ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、適切に管理・保全していくことが重要
- ・ 保安林の指定に伴い立木の伐採制限が課せられることから、立木資産の凍結に対する利子相当分を補償
- ・ 水源のかん養及び土砂の流出・崩壊の防備を目的とする保安林に係る損失補償について国が実施

政策目標

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大
1,165万ha（17年度末） → 1,216万ha（20年度末）

<内容>

民有林保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林）の指定に伴い禁伐又は択伐となっている森林について森林所有者等への損失補償金の支払を行います。

<補助率>

補償金

<事業実施主体>

国

<事業実施期間>

昭和34年～

[担当課：林野庁治山課]